

下條村畜産経営継続支援補助金交付要綱

令和4年6月30日

(趣旨)

第1条 この要綱は、飼料価格高騰により影響を受ける村内畜産経営者を支援することを目的とし、下條村畜産経営継続支援補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、村内に住所を有し次の家畜を飼育し経営している個人事業者及び法人とし、申請は1回限りとする。

2 対象となる家畜は、肉牛成牛、経産搾乳牛、育成牛（和牛・乳牛とも）とする。

(補助対象事業費)

第3条 補助の対象となる事業費は、令和4年7月1日現在の頭数とする。

(補助金額)

第4条 補助金額は、補助対象者が飼育する家畜の頭数に家畜ごとに定めた補助支援額を乗じた額とする。

2 補助支援額はそれぞれ一頭当たり肉牛成牛5,000円、経産搾乳牛4,000円、育成牛（和牛・乳牛とも）3,000円とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付申請は第2条に当該する個人事業者または法人の代表者が、下條村畜産経営継続支援補助金交付申請書（様式第1号）に別に定める書類を添付して、村長に申請しなければならない。

2 前項に規定する申請は、令和4年7月1日から同年9月30日までに行わなければならない。

(交付の決定及び補助金の支払)

第6条 村長は、前条第1項に規定する申請があったときは、関係書類を審査し、適正であると認めた場合は、補助金の交付を決定するものとする。

2 補助金の交付決定通知は、補助金の支払をもって代えるものとし、交付しないことを決定したときは下條村畜産経営継続支援補助金不交付決定書（様式第2号）により通知するものとする。

(補助金の返還)

第7条 村長は、偽りその他不正の手段により補助金を受けた者があると認めるときは、その者から補助金を返還させることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、公布の日から施行し、令和4年7月1日から適用する。